

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月24日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

香川県公安委員会規則第7号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～62 略					1～62 略				
63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第5条第1項～第5条第9項 略				63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第5条第1項～第5条第9項 略			
	第5条第10項	略				第5条第10項	略		
	第5条第10項					第5条第10項			
	第5条第10項					第5条第10項			
	第5条第12項	<u>禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分に係る書類の公示送達</u>	○			第5条第10項			
第13条第2項	略			第13条第2項	略				
(1) 略					(1) 略				
64～102 略					64～102 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、令和3年8月26日から施行する。